

高知大学における教職課程の自己点検・評価実施要項

令和5年6月30日

全学教育機構会議

(趣旨)

第1 この要項は、教育職員免許法施行規則第22条の8の規定に基づき行われる高知大学における教職課程の自己点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施体制)

第2 自己点検・評価は、教師教育センターとの連携及び協力のもとに全学教職委員会が実施する。

(実施方法)

第3 自己点検・評価の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全学教職委員会は、教師教育センターと連携の上、次項に定める自己点検・評価項目ごとに、自己点検・評価を行い、その結果を踏まえ、教職教育の質の向上及び改善を図るものとする。

(2) 自己点検・評価は、原則として年1回実施するものとする。

(3) 全学教職委員会は、自己点検・評価の結果、改善を要する事項があると認めた場合は、改善計画を作成する。改善計画に記載した事項については、全学教職委員会において継続的に改善状況を確認する。

(4) 自己点検・評価の結果及び改善計画は、全学教職委員会から全学教育機構会議に報告するものとする。

(自己点検・評価項目)

第4 自己点検・評価の対象となる項目は、次表のとおりとする。

大項目	中項目
教育理念・学修目標	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況
授業科目・教育課程の編成実施	複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況
	教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況
	教育課程の体系性
	I C Tの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性
	いわゆるキャップ制の設定状況

	教育課程の充実・見直しの状況
	個々の授業科目の到達目標の設定状況
	シラバスの作成状況
	アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況
	個々の授業科目の見直しの状況
	教職実践演習及び教育実習等の実施状況
学修成果の把握・可視化	成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況
	成績評価に関する共通理解の構築
	教員の養成の目標の達成状況(学修成果)を明らかにするための情報の設定及び達成状況
	成績評価の状況
教職員組織	教員の配置の状況
	教員の業績等
	職員の配置状況
	FD・SDの実施状況
	授業評価アンケートの実施状況
情報公表	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況
	学修成果に関する情報公表の状況
	教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況
教職指導(学生の受け入れ・学生支援)	教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況
	学生に対する履修指導の実施状況
	学生に対する進路指導の実施状況
関係機関等の連携	教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況
	教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況
	学外の多様な人材の活用状況

(他の評価等の活用)

第5 全学教職委員会は、自己点検・評価に、学内の内部質保証や他の自己点検・評価の結果、関係者(学生、卒業生、担当教員、実習校等)からの意見聴取の内容を活用することができる。

(結果の公表)

第6 全学教職委員会は、自己点検・評価の結果を公表するものとする。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、全学教職委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年6月30日から施行する。